

平生町公共ライドシェア実証運行事業業務委託仕様書

1. 業務の名称

平生町公共ライドシェア実証運行事業業務委託

2. 業務の目的

平生町においては、交通空白地が広範に存在しており、高齢者や交通弱者を中心に、日常生活に必要不可欠な移動手段の確保が喫緊の行政課題となっている。また、既存の公共交通についても、運転手不足の深刻化や利用者の減少等により、現行サービスの維持が困難となりつつあり、地域公共交通の持続可能性の確保が強く求められている。

これらの課題については、平生町公共交通協議会において、平生町地域公共交通計画に基づき継続的に検討が行われており、その検討結果を踏まえ、交通空白地への対応や多様な輸送資源の活用による新たな移動手段の導入が求められているところである。

本事業は、こうした検討の方向性を踏まえ、自家用車等を活用したマッチング型の公共ライドシェアを導入し、町民の通院・買い物・外出等の基礎的な生活移動を確保するとともに、来訪者の移動利便性の向上を図る新たな交通手段について、実証的に検証を行うものである。

あわせて、AI を活用した配車システムを導入することにより、限られた車両及び人材の効率的かつ最適な運用を実現し、地域公共交通計画に掲げる将来像の実現に資する、持続可能で再現性・展開性のある地域公共交通モデルの構築を図り、その成果を今後の交通施策へ反映することを目的とする。

また、本事業は、国土交通省所管の令和8年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」のうち「『交通空白』解消タイプ」を活用して実施するものであり、当該補助事業の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な交通手段の確保に向けた取組として推進するものである。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで。なお、実証運行開始日は令和8年10月1日からとし、変更がある場合は本町と受託者において協議する。

※本業務のうち、補助対象となる実証事業は令和9年1月末日までに完了するものとする。

なお、同年2月以降は本格稼働に向けた移行・準備期間とし、公共ライドシェアの継続運行等については別途契約により実施する予定である。

4. 業務委託上限額

21,021,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務内容

(1) 運行内容

本事業は、交通空白の解消を図るため、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送として、公共ライドシェアを実証運行するもので、運行内容については、次のとおりとする。

項目	内容
実施主体	平生町
運行区域	平生町内全域、隣接市町の特定の乗降場所（駅、病院、施設等）
乗降方式	ドアツードア方式
運行日	月曜日から日曜日 祝日を含む ※年未年始（12月29日から1月3日までを除く。）
運行時間	午前8時から午後8時まで
利用者	制限なし

運賃	公共交通会議にて決定予定
決済方法	現金、クレジット決済、QRコード決済
利用方法	電話またはアプリケーションからの予約
ドライバー	40名程度（町内在住または町内在勤の21歳以上75歳未満+高齢者は適性確認を行った方）
登録台数	40台程度（ドライバー所有の自家用車）
運行台数	5～10台（1日あたり）
運行管理	町内交通事業者（業務委託）
実証運行開始日	令和8年10月1日
実証期間	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

(2) 業務内容

公共ライドシェアの実証運行にあたり、システムの構築・運用、業務進捗管理、導入までの支援、その他導入及び運営に係る支援業務を行うものとし、詳細は次のとおりとする。

① 運行システム構築業務

公共ライドシェア実証運行に係るシステムについて、本書に示す運行内容及び要件に沿ったシステムを構築すること。また、利用者がより利用しやすいシステムの設計となるよう随時調整を行うこと。

② システムの保守・運用支援業務

ア 保守・運用

- (ア) 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本町及び運行管理事業者からの連絡・問い合わせに対応する窓口を設けること。
- (イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について本町に随時報告すること。
- (ウ) システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、システムの正常稼働を保證するとともに、必要な対応を行うこと。
- (エ) システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じて本町へ連絡する体制を確立していること。

イ 研修の実施等支援体制の構築

- (ア) システムの円滑な運用となるよう、本町、運行管理事業者、オペレーター、運転者等の運営関係者への説明・指導を実施すること。
- (イ) 住民説明会等における利用者への説明・指導に係る支援を行うこと。

③ プロジェクトマネジメント業務

- ア システムの導入までの準備及び導入後の運用に至るまで、本町と適宜打ち合わせを行い、進捗管理や運行状況について相談・支援を行うこと。
- イ 関係者（運行管理事業者、運輸支局等）への説明、協議にあたり、業務範囲に係る資料の準備や説明事項の整理など、合意形成に向けた相談・支援を行うこと。
- ウ 本事業に活用できる補助金、制度等について、精査し本町に提案するほか、書類作成、申請等の支援を行うこと。
- エ 運行管理業務を担う交通事業者が当該業務を行うための必要な準備行為等に関し、相談・支援を行うこと。
- オ システム導入にあたっての運行体系構築に向けた準備等について、相談及び支援を行うこと。
- カ 利用促進に向けたチラシの作成、説明会等の実施にあたり、業務範囲に係る企画の立案、資料の準備、説明事項の整理等について、相談・支援を行うこと。
- キ ライドシェア保険について、自社での契約が可能であり、契約実績を有すること。
- ク システム導入後の利用実績や利用者の新たな要望により運行体系の改善が必要と判断された場合、本町と適宜協議の上、運行改善に向けた相談・支援を行うこと。

ケ 実証運行の検証及び本格運行に向けた相談・支援を行うこと。

④ 運転者の募集・採用及び契約支援業務

ア 運転者の募集及び採用に係る業務の支援を行うこと。

イ 採用となった運転者に大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）の手配を行うこと。

ウ 別途本町の定める募集要件をすべて満たし、かつ、イの講習を受講した者と委託契約を締結すること。

エ 契約を締結した運転者に対し、別途本町の定める報酬及び手当の支払基準に基づき、毎月支払いを行うこと。

⑤ その他ライドシェア運営等支援業務

上記①から④の業務のほか、ライドシェアの導入から実証運行の開始・運用に至るまで、本町において必要となる業務について、相談・支援を行うこと。

(3) システム概要

① システムは、効率的な運行ルートの作成及び運転者への的確な運行指示を支援する目的で、(5)に掲げる要件を全て満たす「配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーアプリ」及び「オペレーターツール（管理者用 web）」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

② 開発・保守を行う事業者は、日本国内及び自社においてシステムの改修およびセキュリティ対応を実施できる体制を有すること。

③ 本システムにおいてデータを保存するサーバーは、日本国内のデータセンターに設置すること。

④ 本システムは、サーバー稼働状況および不正アクセス等のセキュリティインシデントを24時間365日監視する体制を有し、通信経路の暗号化（TLS等）および保存データの暗号化（AES等）を標準機能として提供すること。

⑤ 個人情報・位置情報等の機微情報の管理にあたっては、『国際規格 ISO/IEC 27001』を取得し、規格に基づいた情報セキュリティ体制を構築・運用していること。

(4) システムの提供範囲

① 町内全域及び隣接市町を運行区域として配車及び運行指示を行うものとする。

② 各車両は、利用者の希望に応じて貸切または乗合で運行されるものとし、乗車地又は降車地のいずれかを平生町内とする予約であって、かつ、運行区域内に所在する予約について、ドアツードア型の乗降方式にて乗降可能とする。

(5) システムに関わる要件

① 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）

ア AIを活用した効率的な自動配車及び自動ルート生成を行いシフト登録者に予約を割り振る仕様と、運行事業者やドライバーに予約通知がなされ、手上げ式（先着順）で対応する仕様のどちらにも対応し得ること。また、国内の同種の業務において、両仕様の実績を有すること。

イ 別途指定する運賃を自動で算出し、乗客の乗車前及び降車時に表示できること。

ウ 利用者からの予約（電話、アプリケーション）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

エ 電話による予約受付については、オペレーターによるオペレーターツールへの手動登録ができること。

オ 操作方法や応答時間は、利用者にストレスを与えないレスポンスを確保すること。

カ 予約受付方法は、「事前予約」「即時予約」方式の双方に対応すること。

キ 通行不可道路の設定が可能であること。

ク 運行車両の座席数等、車両情報の登録が可能であること。

- ケ 予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用者・ドライバー登録情報等を速やかに確認できること。
- コ 乗合及び貸切のいずれにも、単一のシステムで同時に配車可能な仕様であること。
- サ 将来的な交通需要の変更に備え、交通事業者によるオンデマンド交通及び公共ライドシェアのいずれにも、単一のシステムで同時に配車可能な仕様であること。
- シ 路線不定期運行及びドアツードア/乗降ポイント運行のいずれにも、単一のシステムで同時に配車可能な仕様であること。また、国内での提供実績を有すること。
- ス 距離別運賃設定及びゾーン制運賃設定に対応ができ、国内での実績を有すること。
- セ 条件設定によりライドシェアやタクシーへの配車依頼が自動で組み分けられる（タクシー優先配車等）機能を有していること。また、国内での実績を有すること。

② ユーザーアプリ

- ア 予約システムはネイティブアプリ及びLINE ミニアプリにて提供すること。
- イ 予約の確定及び予約状況の確認、予約のキャンセル、乗降地点並びに過去の予約履歴が確認できること。
- ウ 乗車人数及び乗車希望時間を任意に指定することができること。
- エ iOS 及び Android の双方に対応すること。
- オ 乗降場所は、乗降場所検索により選択できる、または地図上で選択することができること。また、自宅登録が可能であること。
- カ 予約内容が利用者に対して通知される仕組みを有していること。
- キ 乗車前に利用者に対してリマインド通知が行われる仕組みを有していること。
- ク 外国語表記（英語、韓国語及び中国語（簡体字）を必須とする）に対応すること。
- ケ 支払い手段は、現金、回数券、クレジットカードによるオンライン決済及びQRコードによる車内でのキャッシュレス決済のいずれにも対応すること。
- コ ユーザーアプリにて、デジタルチケットの利用やポイントの付与・管理等の機能の追加が可能であること。ポイント機能において国内での導入実績を有すること。
- サ 親や家族により代理予約が可能であり、アプリ登録者とは別に乗車する対象者の氏名・連絡先を記載できること。また、国内にて導入実績を有すること。

③ ドライバーアプリ

- ア iOS 及び Android の双方に対応すること。
- イ 利用者の乗降場所や運行ルートを表示する等、ドライバーに対するナビゲーション機能を有していること。
- ウ 予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有していること。
- エ 運行予定、運行ルートや利用者の情報等を確認できること。また、運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）をドライバーに通知する機能を有していること。
- オ 乗車場所への到着、降車場所への到着等の各時点で、画面上のボタンを押下するなどにより、運行状況をシステムサーバに送信する機能を有していること。
- カ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。

④ オペレーターツール（管理者用 web）

- ア 登録ドライバーのシフト（稼働日時、車両、ドライバー名等）を登録できること。
- イ 運行車両の予約状況、運行ルート及び位置情報を確認できること。
- ウ 予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること。
- エ 利用登録者の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。また、利用者情報の登録、修正、削除、検索ができること。
- オ 運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）を補足で入力するこ

- とができ、ドライバーと共有する機能を有していること。
- カ 予約状況の一覧表示並びに予約情報の登録、修正及び削除ができること。
- キ 車両トラブル等が発生した場合に、新規の予約受付を停止することができること。
- ク 運行する車両及びドライバーシフトの登録、修正、削除ができること。
- ケ 利用者に対して通知を行う機能を有していること（災害等による運休状況、キャンペーンの告知等）。
- コ オペレーターの操作記録及びシステムの動作記録が保存され、オペレーターツール上で確認できること。
- サ クーポンの作成から反映までを管理できること。
- シ 利用者情報、乗降場所情報、予約情報、運行実績等の運行データを蓄積し、必要に応じてExcel、CSV等のファイル形式によりダウンロードできるレポート機能を有していること。

(6) その他の提案

受託者は、本業務の目的等を勘案し、専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案をするものとする。

(7) 成果品

① 成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。

- ア ライドシェアシステム一式
- イ プロジェクト計画書（提案書）
- ウ 保守・運用に関する体制図
- エ ユーザーアプリマニュアル
- オ ドライバーアプリマニュアル
- カ オペレーターツールマニュアル
- キ 議事録
- ク 成果品に関する電子記録媒体（PDF ファイル等）
- ケ その他業務項目において作成した根拠資料等

② 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は本町の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

③ 成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了届とともに本町に提出し、成果品については所管課立ち会いの上、本町の検査を受けるものとする。

6. 業務遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する者を配置するものとする。

7. 提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、次の書類を本町に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 主任技術者の選任届
- (3) その他本町が指示する関係書類

8. 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た内容等一切事項について、いかなる場合も第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行い、個人情報の漏えいが起きないように細心の注意を払うものとする。
- (2) 受託者は、成果品（委託業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

9. 著作権

作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本事業の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本町は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、本町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

10. その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 委託者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (3) 委託料の請求及び支払いについては、受託者決定後、本町と受託者の協議により決定するものとする。
- (4) 契約期間終了時（新たに同様の契約を締結し、事業を継続する場合を除く。）には、蓄積されたすべてのデータを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、すみやかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。
- (5) 実証運行開始後に本業務に関わる不適合が判明した場合は、受託者が無償で改修するものとする。
- (6) 本仕様書については、受託者と所管課による協議のうえ、必要に応じて変更する場合がある。
- (7) この基本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又はこの基本仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議のうえ、受託者は本町の指示に従い業務を遂行するものとする。

11. 所管課

平生町役場地域振興課 担当：服部（奈）

住所：〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1

電話：0820-56-7120

E-mail：sosei@town.hirao.lg.jp